

平成 2 1 年第 2 回七戸町議会臨時会 会 議 録

平成 2 1 年 5 月 8 日七戸町告示第 2 0 号で、平成 2 1 年第 2 回七戸町議会臨時会を 5 月 1 1 日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

平成 2 1 年 5 月 1 1 日 午前 1 0 時 0 0 分 開会

平成 2 1 年 5 月 1 1 日 午後 0 時 1 2 分 閉会

○応招議員（18名）

議 長	1 8 番	田 中 正 樹 君	副議長	1 7 番	工 藤 耕 一 君
	1 番	附 田 俊 仁 君		2 番	佐々木 寿 夫 君
	3 番	天 間 章 八 君		4 番	瀬 川 左 一 君
	5 番	盛 田 恵津子 君		6 番	田 嶋 弘 一 君
	7 番	田 嶋 輝 雄 君		8 番	三 上 正 二 君
	9 番	天 間 清太郎 君		1 0 番	原 子 孝 君
	1 1 番	川 村 三十三 君		1 2 番	松 本 祐 一 君
	1 3 番	二ツ森 圭 吉 君		1 4 番	田 島 政 義 君
	1 5 番	中 村 正 彦 君		1 6 番	白 石 洋 君

○不応招議員（0名）

○町長提出案件

- 報告第 2 号 専決処分事項の報告について（平成 2 0 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 6 号））
- 報告第 3 号 専決処分事項の報告について（平成 2 0 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号））
- 報告第 4 号 専決処分事項の報告について（平成 2 0 年度七戸町老人保健特別会計補正予算（第 4 号））
- 報告第 5 号 専決処分事項の報告について（平成 2 0 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））
- 報告第 6 号 専決処分事項の報告について（平成 2 0 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 5 号））
- 報告第 7 号 専決処分事項の報告について（平成 2 0 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号））
- 報告第 8 号 専決処分事項の報告について（平成 2 0 年度七戸町七戸霊園事業特別会

計補正予算（第２号））

報告第 9 号 専決処分事項の報告について（平成 20 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号））

報告第 10 号 専決処分事項の報告について（平成 20 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号））

報告第 11 号 専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例について）

議案第 36 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 37 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 38 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 39 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

決定第 1 号 七戸町議会議員の議席の一部変更の件

選任第 1 号 七戸町議会常任委員会委員選任の件

選任第 2 号 七戸町議会運営委員会委員選任の件

○その他

会議録署名議員の指名

会期決定の件

**平成 21 年第 2 回七戸町議会臨時会
会議録（第 1 号）**

平成 21 年 5 月 11 日（月） 午前 10 時 00 分 開会

○議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 決定第 1 号 | 七戸町議会議員の議席の一部変更の件 |
| 日程第 2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 提出議案一括上程
「報告第 2 号、専決処分事項の報告について（平成 20 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 6 号）」から
「議案第 39 号、監査委員の選任につき同意を求めることについて」までの 4 議案、10 報告を一括上程
（町長提案理由説明） |
| 日程第 6 | 報告第 11 号 | 専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例について） |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 専決処分事項の報告について（平成 20 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 6 号）） |
| 日程第 8 | 報告第 3 号 | 専決処分事項の報告について（平成 20 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）） |
| 日程第 9 | 報告第 4 号 | 専決処分事項の報告について（平成 20 年度七戸町老人保健特別会計補正予算（第 4 号）） |
| 日程第 10 | 報告第 5 号 | 専決処分事項の報告について（平成 20 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）） |
| 日程第 11 | 報告第 6 号 | 専決処分事項の報告について（平成 20 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）） |
| 日程第 12 | 報告第 7 号 | 専決処分事項の報告について（平成 20 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）） |
| 日程第 13 | 報告第 8 号 | 専決処分事項の報告について（平成 20 年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第 2 号）） |
| 日程第 14 | 報告第 9 号 | 専決処分事項の報告について（平成 20 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）） |
| 日程第 15 | 報告第 10 号 | 専決処分事項の報告について（平成 20 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）） |
| 日程第 16 | 議案第 36 号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |

日程第17	議案第37号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第18	議案第38号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第19	議案第39号	監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第20	選任第1号	七戸町議会常任委員会委員選任の件
日程第21	選任第2号	七戸町議会運営委員会委員選任の件
日程第22		議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1	決定第1号	七戸町議会議員の議席の一部変更の件
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		会期決定の件
日程第4		諸般の報告
日程第5		提出議案一括上程 「報告第2号、専決処分事項の報告について（平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第6号）」から「議案第39号、監査委員の選任につき同意を求めることについて」までの4議案、10報告を一括上程 （町長提案理由説明）
日程第6	報告第11号	専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例について）
日程第7	報告第2号	専決処分事項の報告について（平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第6号））
日程第8	報告第3号	専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））
日程第9	報告第4号	専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町老人保健特別会計補正予算（第4号））
日程第10	報告第5号	専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
日程第11	報告第6号	専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号））
日程第12	報告第7号	専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号））
日程第13	報告第8号	専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号））
日程第14	報告第9号	専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））

- 日程第15 報告第10号 専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第16 議案第36号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第38号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第39号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第20 選任第1号 七戸町議会常任委員会委員選任の件
- 日程第21 選任第2号 七戸町議会運営委員会委員選任の件
- 日程第22 議員派遣の件

○出席議員（18名）

議長	18番	田中 正樹 君	副議長	17番	工藤 耕一 君
	1番	附田 俊仁 君		2番	佐々木 寿夫 君
	3番	天間 章八 君		4番	瀬川 左一 君
	5番	盛田 恵津子 君		6番	田嶋 弘一 君
	7番	田嶋 輝雄 君		8番	三上 正二 君
	9番	天間 清太郎 君		10番	原 子孝 君
	11番	川村 三十三 君		12番	松本 祐一 君
	13番	二ツ森 圭吉 君		14番	田島 政義 君
	15番	中村 正彦 君		16番	白石 洋 君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小又 勉 君	総務課長	塚尾 義春 君
支所長 (兼支所庶務課長)	千葉 岩男 君	企画財政課長	楠 章 君
税務課長	似鳥 和彦 君	町民課長	沢田 康曜 君
社会生活課長	附田 繁志 君	健康福祉課長	田中 順一 君
会計管理者	天間 勤 君	農林課長	森田 耕一 君
新幹線建設対策課長	八嶋 亮 君	建設課長	神山 俊男 君
商工観光課長	米内山 敬司 君	上下水道課長	天間 一二 君
城南児童館長	向中野 良一 君	教育委員会委員長	中村 公一 君
教育長	新谷 勝弘 君	学務課長	米澤 秀一 君
生涯学習課長	花松 了覚 君	スポーツ振興課長	桜田 明 君

中央公民館長	二ツ森 政 人 君	南 公 民 館 長 (兼中央図書館長)	小 原 信 明 君
農業委員会会長	佐 藤 午之助 君	農業委員会事務局長	大 村 清 隆 君
代表監査委員	新 館 昭 子 君	選挙管理委員会委員長	松 下 喜 一 君
選挙管理委員会事務局長	沢 田 康 曜 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 広 一 君	事 務 局 次 長	築 田 政 光 君
---------	-----------	-----------	-----------

○会議録署名議員

1 2 番	松 本 祐 一 君	1 3 番	二ツ森 圭 吉 君
-------	-----------	-------	-----------

○会議を傍聴した者（１０名）

○会議の経過

開会 午前10時00分

○開会宣告

○議長（田中正樹君） ただいまの出席議員は、18名で定足数に達しています。
したがって、平成21年第2回七戸町議会臨時会は成立いたしました。
ただいまから、平成21年第2回七戸町議会臨時会を開会いたします。

○開議宣告

○議長（田中正樹君） これより、本日の会議を開きます。

○日程第1 決定第1号

○議長（田中正樹君） 日程第1 議席の一部変更を行います。

今回新たに議員に当選されました天間章八君の議席に関し、会議規則第4条第3項の規定により、議長において議席の一部を変更したいと思います。

なお、議席の指定につきましては、在職年数の少ないほうから順番に指定します。御自分の席が決まりましたら、その番号の席に御移動願います。

議席を事務局長より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（小林広一君） それでは、朗読いたします。

3番議席に天間章八議員、4番議席に瀬川左一議員、5番議席に盛田恵津子議員、6番議席に田嶋弘一議員、7番議席に田嶋輝雄議員。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） それでは、暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ただいま着席のとおり、議席の一部をそれぞれ変更して、これから議事を運行いたします。

ここで、新議員の紹介をしたいと思います。

新たに議員に当選されました天間章八君を御紹介します。

天間章八君、こちらへどうぞ。

○3番（天間章八君） おはようございます。天間でございます。町民のために一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。（拍手）

○日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田中正樹君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番松本祐一君と13番二ツ森圭吉君を指名いたします。

○日程第3 会期決定の件

○議長（田中正樹君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長において作成しました議事日程及び説明員は手元に配付したとおりであります。

○日程第4 諸般の報告

○議長（田中正樹君） 日程第4 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告につきましては、皆様に配付したとおりですので御了承願います。

○日程第5 提出議案一括上程

○議長（田中正樹君） 日程第5 報告第2号専決処分事項の報告について（平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第6号））から議案第39号監査委員の選任につき同意を求めることについてまでの4議案、10報告を一括して上程いたします。

町長から、新町長についてのあいさつ及び提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） 本日ここに、平成21年第2回七戸町議会臨時会を開会いただきまことにありがとうございます。議案の御説明の前に、一言、お礼とお願いを申し上げます。

このたび、皆様の温かい御支援により、町長としてこれから4年間の町政を担うことになりました。改めてその責務の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。どうか皆様には、従来にも増して御指導、御支援を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

さて、今議会が私の初議会となりますので、所信の一端を申し述べさせていただきたいと存じます。

まず、私の基本的な政治信条は、公平・公正・清廉であり、目指すものは、「ひとりひとりの暮らしを大切にする七戸町でありたい」ということであります。私たちの町のこれからの町づくりは、調和のとれた安心して暮らせる町であり、快適だからいつまでも住み続けたい、楽しそうだからいつか住みたい、そんな町になることを目指し、各種の施策、事業に積極的に取り組んでまいります。

具体的に幾つか申し上げますと、まず、町民の長年の悲願であった新幹線の開業まで、あと約1年半後となりました。これは、目標の到達点であると同時に、新たな可能性に向けた出発点でもあります。開業の効果を最大限に享受できるよう、多彩な施策を推進いたします。

また、町の基幹的な産業である農業をより強いものにすることが商工業の活性化にもつながることであり、それら産業の振興に積極的に取り組んでまいります。

次に、少子高齢化はとても身近な問題です。それぞれの実情をしっかりと把握しながら高齢者支援対策を推進し、また、少子化対策では、産み、育てたいというそういった環境づくりを進めてまいります。

また、教育・文化・スポーツは、豊かな心をはぐくみ、ふるさとへの愛と誇りをもたらします。七戸ならではの教育文化を目指し、スポーツ振興、これらを図ってまいりたいと思います。

そして、これら政策推進のためには、健全な財政、これが不可欠であります。これまでの福士町政で進められた行財政改革は、引き続き健全化に向けて継続して推進いたします。

今、町は、合併して5年目を迎えました。これまで多くの町民の方々の御努力により、新生七戸町としての体が整ってまいりました。これをさらに推し進め、暮らしやすさを実感する、明るい元気な町づくりを目指し、先頭に立って努力する所存でございます。どうぞ皆様方には、より一層の御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

それでは、今臨時会に上程いたしました専決処分に伴う報告10件、議案4件について、議案順に従いまして御説明申し上げます。

報告第2号専決処分事項の報告について（平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第6号））でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億360万円とするものです。歳入の主なものは、国庫支出金から1億348万円、繰入金から2億7,471万6,000円、町債から1,569万6,000円を減額し、地方譲与税に1,543万6,000円、地方交付税に1億9,129万2,000円を増額するものです。歳出につきましては、事務事業の精算による減額が主なものですが、総務費の地域ICT利活用モデル構築事業費が不採択となったため、9,929万1,000円の全額を減額しております。

報告第3号専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,392万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,968万3,000円とするものです。歳入の主なものは、国民健康保険税に638万7,000円を増額し、繰入金から5,055万7,000円を減額するものです。歳出につきましては、事務事業の精算による減額が主なものですが、保険給付費から3,457万4,000

円、保険事業費から773万7,000円を減額しております。

報告第4号専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町老人保健特別会計補正予算（第4号））でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,429万7,000円とするものです。歳入に国庫支出金42万9,000円、県支出金137万1,000円を増額し、歳出の医療諸費に180万円を増額するものです。

報告第5号専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,709万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,816万2,000円とするものです。歳入歳出ともに事務事業の精算による減額が主なものです。歳入の後期高齢者医療保険料から2,794万1,000円を減額し、歳出の後期高齢者医療費、広域連合納付金から2,686万5,000円を減額するものです。

報告第6号専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号））でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億670万1,000円とするものです。歳入歳出とも事務事業の精算によるものです。

報告第7号専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号））でございますが、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出の一般管理費の11節から1万2,000円を減額し、18節に同額の1万2,000円を増額するものです。

報告第8号専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号））でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ256万2,000円とするものです。歳入歳出とも事務事業の精算によるものです。

報告第9号専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ490万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,367万6,000円とするものです。歳入の繰入金から538万8,000円を減額し、歳出の総務費から212万円、事業費から278万2,000円を減額するものです。

報告第10号専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,282万7,000円とするものです。歳入の繰入金から211万6,000円を減額し、歳出の総務費から208万3,000円を減額するものです。

報告第11号専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例について）でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され

たことに伴い、七戸町税条例の一部を改正する必要があるため専決処分したものです。

議案第36号の教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、5月16日で任期満了となります教育委員会委員の後任の委員として、倉本貢氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求めるため提案するものです。

議案第37号の教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、5月16日で任期満了となります教育委員会委員の委員として中村公一氏を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求めるため提案するものです。

議案第38号の教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、欠員中の教育委員会委員の後任として、内山優氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求めるため、提案するものです。

議案第39号の七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、5月16日で任期満了となります識見を有する監査委員の後任として、野田幸子氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるため提案するものです。

以上、今臨時会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましてはその都度御説明申し上げますので、慎重審議の上、御賛同いただけますようお願い申し上げます。提出議案の説明を終わります。

○議長（田中正樹君） これをもって提出議案の説明を終わります。

これより、議案審議に入ります。（「議長」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（田島政義君） 今、新町長がいろいろ提案理由を話したのですが、我々は、特に人事に関して、今の新町長のやり方かどうか分からないとしても、人事ですから、当然我々はこれを、配付されて名前出ているわけです。これ、やっぱり個人のいろんなプライバシーの問題もあるわけです。どこでどう審議したかわからないとしても、ふだん、議会に出す場合は、事前に協議をして、私は議長もそのような配慮を町長としながら出さないと、反対の意見なんて述べられない、いきなり出てくると。これはやっぱり町長として、私は、本当に町民を思うのであれば、議会をもっと重んじるのであれば、当然その辺は事前に相談してしかるべきではないのかと。これ、私、いきなりこれをある人から聞いて、家帰って見たら、議案の中にこういう人事案件が入っていたものですから、まさかと思ったから。特に新町長として、私は、当然議会の中でそういう審議やって、心遣いがあるといいのではないのかと。特にこれからいろいろな人事、もう出てしまっていますから、いろんなものできないとしても、そういう配慮をしていただきたいという願いです、今後、こういう人事がある場合は。

○議長（田中正樹君） お願いとして、議長として聞いておきます。（「議事進行の声が

出たら取り上げなければならない」と呼ぶ者あり)

川村議員、発言を許します。

○11番(川村三十三君) 先ほど来、新しい議員並びに新しい町長の紹介がありました。したがって、今、第2回目の臨時議会に当たって、4月1日で、それぞれ管理職の皆さんの異動もあったわけですから、これから議員が質問するに当たって、どの方がどの部署についているかということを知らないで質問するということは、私は、これはよくないことだと、そう思うから、理事者側の紹介をしながら、だれがどの担当をしているのかということ、私は、紹介をしてから議会に入るべきだと。

それから、議長に申し上げます。議事進行というのは、何にもまさって先に取り上げなければならない問題だと私は思っております。これは、事務局長とよく相談してみて、そのことについて善処していただきたい。

以上です。

○議長(田中正樹君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時27分

○議長(田中正樹君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第6 報告第11号

○議長(田中正樹君) 日程第6 報告第11号専決処分事項の報告について(七戸町税条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第11号専決処分事項の報告について(七戸町税条例の一部を改正する条例について)は原案のとおり承認されました。

○日程第7 報告第2号

○議長(田中正樹君) 日程第7 報告第2号専決処分事項の報告について(平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算(第6号))を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑は、事項別明細書により行います。歳入から入ります。

12ページ、第1款第1項町民税から14ページ、12款第2項手数料まで発言を許します。

11番。

○11番（川村三十三君） 先ほど町長の提案理由によりますと、言葉がちょっとわからないがあるのでお知らせ願いたいのですが、事務事業の精算と言いましたか、事務事業の精算によって、こういうような補正を組んだと、こう申し上げております。人事院勧告のことには触れてませんね。人事院勧告はこれからまた出てくるのですか。その2点について伺いいたします。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。

これは20年度の予算で、3月31日付での専決になりますので、提案されております各予算につきましては、ほとんど事務事業の精算ということでお考えいただければと思います。

そして、人事院勧告で出されました期末手当の0.2カ月分の減額につきましては、21年度の予算で対処しなければならないもの、そして、6月1日現在が基準日となりますので、多分、また大変申しわけないのですけれども、5月末にも臨時議会をまたお願いしなければならないような状態になろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 私、ちょっと年とったらぼけてきたのかな、20年度と21年度の予算書、すれ違っているものですから。そういたしますと、今もう5月末ですよ、そういたしますと、事業事務の精算をする場合のこれからの補正は出てくる可能性は、もうないでしょうね、5月の末ということになると。恐らく最終的なこれが決算書にほぼ、同じようなものとして出されるわけでございますね。

次ですが、今の人事院勧告の問題、これは本当に公務員の皆さんにとっては大変だろうと思っておりますし、せっかく政府が2万円ずつ景気対策として出してくれたのにもかかわらず、その逆の面で公務員のボーナスを減額するということになると、何か差し引きゼロになって、景気対策に私は全然ならないと思っています。それはそれとして、この6月1日の段階でボーナスの支給のそれが決まるわけでしょう。そうしますと、その前に町条例を改正するのか、そうすると、あと何日もありませんよね、6月1日までには。その間にまた臨時議会を招集するという可能性は、町長、あるのですか。その辺をお聞き上げたい。それとも、専決処分にしてほしいと言うのか、その辺をお聞きしたい。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） それでは、お答えいたします。

5月中の臨時議会というのは、これはほとんど、ほぼ確実に予定しなければならないというふうに思っています。これにかかわる専決はなじまないということだそうであります。

ので、大変恐縮でございますけれども、5月中の臨時議会ということでお願いをしたいというふうに思っています。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

16番。

○16番（白石 洋君） 15ページの、先ほど説明があったのですが、多分このことだろうと思うのですが、地域ICTのモデル……。

○議長（田中正樹君） 何ページって言いましたか、今。

○16番（白石 洋君） 15ページ。

○議長（田中正樹君） 14まで。

○16番（白石 洋君） ごめんなさい、済みません。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） なければ、次に、14ページ、第13款第1項国庫負担金から16ページ、第4款第3項委託金まで発言を許します。

16番。

○16番（白石 洋君） 15ページの一番上の地域のICTの利活用の問題で、事業が採択になったから減額しますと、こういうことですが、これは20年度はまらなかったのですけれども、今後の見通しというのはどうなのですか。これはこれでもう終わりになってしまうのか、あるいはまた、新年度に向けて、またことしもお願いして、可能性があるのかどうか、その辺のあたりの見通しをお尋ねしたいのですが。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） ただいまの御質問にお答えします。

私どもでは、3月議会で、国の2次補正対応分ということで、総務省の地域ICT利活用モデル事業に応募したのですが、残念ながら不採択ということになりました。これは、今後も21年度の国の補正事業で新たなメニューとして出てくれば、再度、手を挙げて、何としてもこの事業に着手をして、道の駅と、あるいは美術館、それから物産館ですね、それから、駅周辺の施設等をネットワークで結んで利活用に使いたいと、こういう思いでございますので、機会があれば再度挑戦したいというふうに考えて準備をしております。

以上です。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

11番。

○11番（川村三十三君） 後期高齢者の15ページの下の民生費の負担金のところですが、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が223万3,000円の減額になっていますね。同時に、職員の派遣費も減額になっているのですが、これはどういう計算をしたらこうなるのでしょうか。それをお知らせください。

○議長（田中正樹君） 町民課長。

○町民課長（沢田康曜君） お答えします。

後期高齢者に関する減額、△223万3,000円でございますけれども、これは県の後期高齢者医療の基盤安定の負担金ということで、保険料の軽減分として最終的に交付額が3,192万円になったということでの減額になっております。あくまでこれは保険料の軽減分ということで、4,256万1,000円の4分の3ということで交付されるということで、その分の差額が減額になったということでございます。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） これも各町村ごとの負担金ですから、こういうようになったと思うのですが、県全体でもっての剰余金というのは、負担金を返したと、減額したということになると、その最初の予算を立てたときから見て、この減額は県全体ではどうなっているのですか。

○議長（田中正樹君） 町民課長。

○町民課長（沢田康曜君） 今手元に県全体のものはないのでございますけれども、後期高齢者の平成20年度にスタートしたわけですが、最終的なまだ、トータル的に各40市町村の減額率等はまだ手元に入っていない状況になっております。

以上です。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 多分、決算書にはこれは出てくると思うのですよね。後期高齢医療費の問題等についてですよ。ですから、予算をつくった時点と精算した時点での余りにも格差があるとすれば、また、3年度1回というのではなくて、議会としてももんでみなければならない問題があると思うのですけれども、その辺のところを今お聞きしたかったのであります。答弁要りません。恐らく決算に出てくるでありませんから。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、16ページ、第15款第1項財産運用収入から18ページ、第20款第1項町債まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、歳出に入ります。

19ページ、第1款第1項議会費から22ページ、第2款第6項監査委員費まで発言を許します。

8番。

○8番（三上正二君） ちょっと教えてもらいたいのですけれども、19ページの総務費の中の行政連絡員報酬とあるのですけれども、これは広報とかいろんなのを配付するための費用なのですけれども、各町内によって多い町内もあれば少ない町内もあるし、部落もあるわけですね。その出してる形というのは、どういう算定のもとに出されているので

しょうか。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。

今手元に資料がなくて大変申しわけないのですが、1町内、基準額が6,000円、そして、あと、戸数割で、1軒につきまして450円で算定しております。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） というのは、私のほうの部落も30軒かそこらなのですが、やっぱりそういう基準になっていると思うのです。それはそれでいいのですが、要するに、一つの単位当たり割合と、それから簡易割というか人数割というか、そういう形になっていると思うのですよ。うちのほうの部落の場合は、それが全体の部落会の中に入って、その中でどうしますかという形になっているのですが、支払い方法の場合、これは町内長手当という形になっているのでしょうか。もし戸数割となるとするならば、町内長手当という形でもらっているとすれば、その配付の戸数が多いから手間かかるから、これ、多くあって戸数割になっているので、その辺のがどういうふうになっているのか、それをちょっと聞きたいのです。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。

町内会長ということではなくて、あくまでも行政連絡員への報酬という形で支払いしています。そして、その中で、これは各行政連絡員さん方の対応の仕方が皆まちまちだということは伺っております。ということは、町内会のほうに納める方、それから、個人で行政連絡員としていただく方、さまざまだということで、大半は町内会費のほうに入れているということは伺っております。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） わかりました。多分そうだと思うのですよね。というのは、いつも多いところはどこかな、何百戸という戸数がある、例えば班編成をして何十班という形でやって、その人たちがやっているわけなのです。そうすると、当然、町内会の中に収入として入って、それから出すのが普通だと思うのですが、ただ、行政連絡員費用という形になれば、名目上あれば、その人が、私がもらったという、ややもすれば誤解される部分があると思うのです。その辺のところは町内会の規定ですから、行政のほうとしては何とも言えないでしょうけれども、でも、それはやっぱりちゃんとしたこういう形でやっていますという趣旨を説明してやったほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） 今の総務課長の答弁なんか違う。町内会長個人に来る、報酬は、行政連絡員として。その町内会によっては、町内会長が一人で回しているところもあるし、全部を、少ないところは。それから、私の場合は、町内からまた町内会長手当出さ

なければならないから、出したくないからそのままもらってくださいというところもあるし、町内によって非常にまちまちで、役場から報酬が来るのは町内会長あてに来るわけです、個人の口座に入ってくるのです。だから、今みたいにちゃんとそう言わないと、変な誤解を招きますから。だから、場合によっては、多いところは、結局、町内会長にお金が来るのだけれども、担当者が別な人には担当の別に何班に分けて払っていると、お金を。だから、それを皆、町内にお任せしているのですよ、ほとんどは、やり方について。町内会はやっぱ町内会として、だから、今みたいな戸数割で来るけども、分館の場合はまた教育委員会のほうで別なやり方やっているわけでしょう。どうでも22万6,000円くれるわけです、1分館に、多かれ少なかれ。町の広報を回す町内会のはそうではないのですよ。1戸当たり何ぼで決まってる。だから、この辺の差別がかなりある。ですから、はっきりそういういろんな連絡員あれするにしても、交流するにしても、町内会やる場合は、私前の議会でも言ってます、行政、常会、天間地区の場合は常会、何常会、何常会ってあるわけでしょう。旧七戸は何々町内会ですから、こういう交流はすごくわかりやすいのです。分館対町内会と言うと、今度非常に複雑なのです、金のやりとりも複雑。出るところも違うのですから。片方は教育委員会、片方は総務課ですから。だから、本当にこの行政連絡員についても、かなり、場合によっては、はっきり町内会及び行政という名目でやっているのは、全部個々の対応にしているのです、町内会に。ですから、個人に、町内会長に全部一応お金が振り込みになる、個人に。それを個人ではもらわない人は全部町内会に出すというのもあるし、町内会からいろんな手当をもらう場合もあるけれども、いろんな交際費もらうわけけれども、そのかわり、何があっても、町内会長でもらっている人は、全部自分で今度、お金来ていますから、いろんな町内会の交際費は全部自分の個人で今度を出さなければならない、そういうのもあるものですから、恐らく、答弁の仕方を……。 (発言する者あり)

だから、全然今の答弁だと違うようですね。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。

そのとおりだと思います。各町内会、行政連絡員さん方の話を聞くとまちまちです。これは行政連絡員としてうちのほうで報酬は全部振り込みしていますので。田島議員言ったとおりだと思いますけれども。

あともう1点ですね、常会の連合会とかという話、3月議会でも質問がありましたけれども、4月の常会長さん方の会議で、連合体等、そういうようなものもつくっていただきたいということをうちのほうで提案しておりますので、ここ1年かけて、将来、町一本の連合体というような形で持っていきたいということも提案しておりますので、どうぞ御理解お願いしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 申しわけない、総務課長、どういうやり方でもいいのだけれど

も、ただ、個人の形だから、やり方はいっぱいあると思うのだ、それはその町内で決めればいいことなのだけれども、ただ、その来た金が個人の金だ、そして、私のものだという形になって、それは別だよという形になっていればおかしくなるし、やり方があるから、間違いなく各単位当たりと、それから戸数割で来ていますよとちゃんと説明しておかないと、そういう意味なのだよ。というのは、例えば自分のだから自分の名義に来て町内会長だからと言って、みんなすばつと自分のだからと言ってとってしまつて、あとはこれ、やれという話になっていても、さまざまあるから、そのやり方はその町内でやるのはいいのだけれども、ちゃんとそういうふうになっていますので、ちゃんと説明しないと、支出が違ってきますよという、その辺もちゃんと答えてください。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） その辺は、各会長さん方の会議のとき、年1回、七戸地区、天間林地区やっております、いわゆる基準額は幾らで、1戸割の戸数割が幾らですということは、その辺は全部説明して全部振り込みしてるということです。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 今の問題は極めて大事なことですよね。これは企画財政課長から聞けばいいのかな、分館問題等と大きな関連のある町内会ですね。ですから、これは町長もよくわかっているわけですから、昨年度これを提出、是正方の提出をするのを一応見送ったわけですね。でも、こういうようなもの、これは会計監査のほうにも言ったのですが、監査に耐え得るものかどうかということは私は指摘したいと思う。

ですから、今、行政連絡費の問題等について、町は行政連絡員だと称して町内会に払っているのは、もらうほうは町内会長はもらっていませんね。これは経験者の方々は皆わかると思うわけですが。したがって、片一方は町内会、片一方は分館または常会とかということになると、さまざまこみ合ってくるでありますから、そういうような点について早急に、条例に基づいたような、または法に基づいたような運営方法を一日も早くやってほしいと。これは昨年、一昨年から私が言っていることです。ことしじゅうに出すようにしてくださいよ。そして、来年はきちとした形で出せるような方向で御検討願いたい。企画財政課長、いかがですか。

○企画財政課長（楠 章君） ただいまの御質問にお答えいたします。

行政連絡員、あるいは町内会長へのいわゆる町内活動、行政連絡員活動としての報酬の支給と、いわゆる分館活動としての分館長、あるいは分館主事等への報酬といえますか、分館活動の中での支給の中から手当が支給されていたという実態がございました。この辺については、川村議員さん御指摘のとおり、一部不適切な部分があったということもございまして、これは教育委員会、分館担当の課が精力的に対応をいたしまして、分館長等への報酬は直接役場から支払いというふうな形に21年度から改めてございます。そういうところで、早急に改善すべき点は改善しているという状況でございます。

あと、各公的な集会施設等の指定管理等については、各天間林地区が、特に今まで分館

と各地区の集会所が一緒といいますか、同じ施設に二つの、2枚の看板を掲げて今までやってきたという経緯もございます。その辺については、分館長会議等で明確にこういう趣旨ですと、いわゆる趣旨の徹底等も公民館の担当課のほうから御説明をいただきながら、この件についても早急に意見を取りまとめて対応をしまいたいと、こういうふうを考えて、今、その準備を進めているところでございますので、これも早くに、川村議員さん御指摘のと通りの、正常なといいますか、わかりやすいような形での対応に努めてまいりたいと、こういうふうと考えてございます。

以上です。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、23ページ、第3款第1項社会福祉費から26ページ、第5款第1項労働諸費まで発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） なければ、次に26ページ、第6款第1項農業費から29ページ、第7款第1項商工費まで発言を許します。

8番。

○8番（三上正二君） 26ページの農業者就業対策事業費、前にもこれ出したのだけでも、結婚相談員報酬とあるのだけでも、実質的に中身はどういうふうになっているのですか。中身はどういうふうになっているかというのは、これ、本当に結婚相談というのは、確かにこの地域にでもついているのだけでも、本当に意味があるのだから、なかなかつけてはいたけれども、なかなかそういう形には結びついてないように見ているのだけでも、必要あるとするならばちゃんとしてやればいいのだし、そうでなかったら、なくすものはなくすという、何らかの方法をとらなければならないのではないかなと思って質問しているのです。

○議長（田中正樹君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐藤午之助君） 三上議員に答えになるかならないかは別といたしまして、私は昨年なったばかりで、こういう活動があったのかなかったのかまではわかりませんが、このたび相談員の会合をもちまして、今、順調にこの相談の内容が進んでいるという中間報告みたいになるのですが、そういう意味では、先ほどたしになっていなかったらなくしたらいいのではないかという発言の内容に聞こえましたけれども、そうではなくて、今、お盆前後を計画いたしまして、嫁こ対策を一生懸命、対策を講じていこうということ、今煮詰まっているという中間報告の形にしておきたいと思いますが。

以上です。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 具体性の案があるということなのでしょうけれども、前にもちょっと私調べたことあったのですけれども、なかなか現実問題として結びつかない、そ

れはわかってるの。それで問い詰めるとかそういうことではなくて、やるのだったら、では、今、委員長しゃべるときに、具体的な形が煮詰まっているのだったら、では、具体的にどういう形になっているのか伝えてくれれば。数字とかそういう細かいのはいいけれども、ただ、順調に進んでいるとなったら、どう順調に進むのかぐらい教えてくれればなと思うのだけれども。なかなか難しいなと思うから、逆に案じてしゃべっているもので。そういうことです。

○議長（田中正樹君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐藤午之助君） 先ほど来、プライベートの話も出ていましたけれども、8月の上旬を予定していますので、詳しくは申し上げられないところもあります。というのは、やはりめらさんど若い者の話であって、プライベートな話も若干絡みますので、今、一、二、見合いっこさせたりなんかもしたりしているようでもありますけれども、そこまではまだ深くはいきません。ただ、集団で一回集まってそういう会合をもちましょと、若者めらさんどに機会を与えましょというようなことで今計画はしていると、こういう中間報告にしておきます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

11番。

○11番（川村三十三君） 農業振興費についてお尋ねしたいのですが、当初予算4,000万円、削減といいますか、精算した分が170万円、約4%ですよね。毎年毎年助成金出るのですが、余すことなく使えないのかどうかということなのです。当初は、町長、副町長時代においても農業振興に力を入れ、今回も公約の中にありますけれども、余すというのは、170万円というのは、これは少ない金ではありません。これは農林課ですね、余さないで使わせたらいい、どうなのですか。

○議長（田中正樹君） 農林課長。

○農林課長（森田耕一君） お答えいたします。

ここの農業振興費の補助金等の関係でございますけれども、これは県及び国の補助金の関係も含んでの計上となつてございますけれども、その事業が終われば実績ということで、予算に対しての実績が出てくるのですけれども、それが実績の段階で減額になるということですので、予算どおりいけば増減等はありませんけれども、事業によりまして、予算どおりの額ではいけないために減額ということ、今後もこういうふうな形が結構続くのではないかなと思います。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 私たちは予算案を審議する場合に、こういうようなものについて、個々のものについて細部にわたつての計画費は全然わからないのですよね。農林課以外にはわからないわけだ、実際に。だけれども、こういうような形の中で予算が余ってくるということになると、当初の計画はどうなっているのだということを言わざるを得ないのです。そうでしょう。あれも切った、これも切ったでやっている中で、優先的にこう

いうように回したその予算というのは、本当は使ってほしいです。ということは、計画そのものが、ずさんだとは申しませんよ、国並びに県のほうの助成金もあるわけですから、出来高払いだとは私は思いません。当初計画を出して、その計画に基づいて、恐らく国から、また県がそれに金をつけるわけですから、そういうような過程を経てきている中に、私はこれを余すということは、これは計画がもっともっと精密でなければいけないのではないのかなということ、この研究されている方々でございましょう、多分、七戸町の先進的農業をやっている方々だと思うのですよ、私は。そういう方々が率先して、計画の立案に当たっては精密さを競い、そして、この予算が余らないような方向で、むしろ足りないというような方向でないと、私は農業振興にはならないと思うのですけれども、この辺、新町長から御答弁願います。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） では、お答えいたします。

計画の段階で、その甘さがあった部分もあるかもしれません。そういったことについては、これからも指導していかなければと思っております。ただ、予定した予算の実行に当たっては、精査するなり単価交渉するなりしてやれということも申し上げています。その時点で、例えば単価の引き下げがあったかもしれません、そういうケース。あるいはまた、面積精査した段階で、実は予定したものが、した方が、できないだとか、いろんなそういう要因があると思います。ですから、一概に、では余らないように使えと言ってみたところで、例えば100円の単価を105円にして全部使い切れということは、ちょっとそういうことはできないと思いますので、その辺はやっぱきちとした当初の、いわゆる予定した計画で申請を受けているものですから、それに基づいて、使って余った分は、これは当然、減額というのを、またある部分では当たり前だというふうに思っています。ただし、計画の甘さ、そういったものはこれからいろいろ指導していきたいと、そう思います。

○議長（田中正樹君） ほかに。

14番。

○14番（田島政義君） 農林課の課長から聞きたいのですが、ニンニクのイモグサレセンチュウとあるのですが、ニンニクをいろいろと買いつけしている人から聞くと、ニンニクが非常に今まずくなっていると。というのは、肥料の関係なのか、連作なのか、たっこのニンニクもかなりそういうことで評判が悪くなっている。これが、種イモが、住友系のものはもう限界ではないかという話が出ています。種いもでなく種のニンニクが住友系のものはもうそろそろ限界で、何か新しいものに品種改良していかないと、ニンニクそのものが、リンゴがかすかすになるような状態で、割ったときに辛みがなくなっている。ですから、加工する場合、非常に黒ニンニクどんどん、年間6億円も7億円も黒ニンニク売れているそうですが、その中で、非常に扱いするニンニクの種類が、この地域はだんだんもうだめになっていくのではないかなという心配をして、たっこのニンニクは使え

ないという話をして、今、津軽と秋田と岩手から買いつけしてるという話を聞きましたので、その辺は農林課長のほうで、この辺は大丈夫なのかどうか。まだ住友系でやっているのか、それとも、もう変えているのか、その辺をちょっとお知らせください。

○議長（田中正樹君） 農林課長。

○農林課長（森田耕一君） お答えいたします。

ニンニクの種子でございますけれども、昨年度から、通常であれば福地ホワイト6片の品種でやっておりましてけれども、昨年度から、福地ホワイトの系統だと思っておりますけれども、白玉王というふうな品種に切りかえて推進している状態でございます。（発言する者あり）連作障害というより、ニンニクの圃場でもございますけれども、イモグサレセンチュウ対策ということで、センチュウの対策が圃場にかなり確保しなければならないということで、このセンチュウの対策ということで今事業は進めております。それで、先ほど申したように、品種におきまして、白玉王の品種に切りかえていくというふうな状態でございます。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） そうしたら、ニンニクを作付けた、ナガイモの場合は連作障害で土地を変えたりしてやっているのだけれども、ニンニクも、そういう土地を同じところで何年間も植えていてもいいのかどうか。やはり有機栽培のものなんかを買う、農家で、そういうのもあるので、土地を、何で津軽のほう、津軽のほうはニンニクはまだ新しいからまだ当初のようにいいというのですが、この地域によっても、土地を変えないとまずいのではないですか、その辺はどうですかと聞いているのです。大丈夫なら大丈夫でいいです。

○議長（田中正樹君） 農林課長。

○農林課長（森田耕一君） ニンニクの圃場でございますけれども、ニンニクにつきましては、特にイモグサレセンチュウというセンチュウの病気といいますか、ございますけれども、それが出ないうちは結構連作も続くと。それらの要望といいますか、そのためにイモグサレセンチュウの薬剤を助成しているという状態です。センチュウが出れば、ちょっと連作は無理だと思います。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 前にもこれ、課長から、同じ農業振興費。集落営農促進事業費の補助金20万円減になっておりますけれども、結果的に前にもこれは質問したことあるのだけれども、これ、集落でいいのか、部落、どうするの、というのは、水田でも何でも、この前も、いつだったかも打ち合わせたか、町長は覚えているのだけれども、結果的に集落営農は無理だって。それならそれで認めたのでよかったら、それにかわるもの、どういう形にするのかということだ。大規模な形でやる人もあるし、昔みたいなえっこみみたいな形でやる人もあるだろうし、農業機械のレンタルするのも出ていくし、その辺のところ、前の町長と違って今の町長はその辺なら全部詳しいと思うし。

それともう1点、これはあくまでも正式な段階ではないけれども、ナガイモの仮称腐敗とかそういうふうになって、消毒液、クロロピクリンとかそういうのを使ってる、ところが、こういう話出てきたの。クロロピクリン使えば、確かにイモはきれいなイモ出てくるわけです。ところが、それを尻押しすれば水臭くてどろどろして一つも食れないという話も出て、その辺のところは覚えているのだろうか。もし覚えているなら、知らなかったら知らなくてもいいけれども、それは調べてからでもいいけども本当にこれはやっぱり、ナガイモもニンニクもそうだけれども、やっぱりこの一番の産地のものですからね、その辺のところ、先ほどの集落営農のほうの関係は町長から、あとのほうは農林課長からお願いします。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） それでは、集落営農の関係でお答えいたします。

実は、これを打ち出した後に、特に最近は、もう政策がかなり変わってきています。前は大規模農家をつくるよと、あるいはまた大規模な営農集団とかそういったものをつくるという方向で進めていきました。小さい農家は、だんだんそちらのほうへ、いわゆる土地を出して、そういう経営体にもう任せなさいということでしたが、今、政党によってちょっと違いますけれども、変則的には、小さい農家は農家なりの役割があるということで、そういったものに対する支援というのもこれから政策的に出てきています。ですから、一概に、特にこの集落営農については、非常に乗りにくいと、クリアする問題が多過ぎてですね。ですから、どうも現実的でないというふうに思っています。恐らくこれも、いわゆる国の政策自体が、今年度途中からでもいろいろ変わってきていますので、そういったものをにらみながら、やはりある程度の方向転換というのをしていかなければならないと、そう思っておりますので、その辺の状況をにらみながらのこれからの判断になるというふうに思います。

○議長（田中正樹君） 農林課長。

○農林課長（森田耕一君） 先ほどナガイモのとろろ菌と言いましたか、この食感が何か云々ということでございましたけれども、ちょっと私のところにはちょっとまだ連絡といいますか、内容的には入ってきていません。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 多分、課長については、ちょっと調べてみたほうがいい。でも、これは正式な形で調べたのでない、ただ、そういう話があったというだけの話だから、それは知らなくてまず当然だと思うし、それはそれで調べてみてください。

それから、町長については、これは、多分ここから先は農林課サイドでの答えになると思うのだけれども、どうしても田んぼをやれば転作というのは必ずついてくる、そのために、この辺でやっているのは大豆とかそばとかいろんなのをやっているのだけれども、前にもちょっと、今の課長だったと思うのですけれども、普通、今の農林省のほうの形で、補助金とかそういうのを引き出しているのは、間違いのない収穫したという実績のもとに

なっているはずなのです。たしかそうだと思うのですけれども。そうなれば、収穫という形だけで、作付って、おれも部落の近くおれば、まいたはいいがちゃんと収穫できる栽培体系で作付しなさいになっているにもかかわらず、大豆畑に行ったら、大豆まいた転作畑に行ったら水浸しで沢つたいとかで、それだとただ補助金もらっただけという形にしか見えないわけです。ただ、それでももらえればいいのだけれども、ただ、国の政策の農林省のほうの形の中では、そうになってないはずだから。だけれども、となれば、当然として、これは本当かどうか、これは噂の域ですからそこまで詰めるつもりはありませんけれども、ただ、実際、刈り取りも何もしないけれども、ただ歩いて刈ったと、コンバインとかそういう形で収穫に歩いただけで補助金申請してもらっているということも聞いているから、その辺のところはしっかりしていかないと、幾ら国でどういういい政策出そうが、また町長さんが幾らどういうふうに頑張ろうが、どういう形でやろうとも、やっぱり受ける農家の方々がちゃんとまじめにやらないと、また行政に携わる人たちが、かける人たちが、その辺はちゃんとした形で、一年二年だと悪いと言ってもいいのだけれども、それはちゃんとした形でないと、ここの後の農業そのものがすたれてくると思いますよ。その辺のところをちょっと答弁してもらえないだろうか。

○議長（田中正樹君） 農林課長。

○農林課長（森田耕一君） お答えいたします。

転作による上物の作付の、通称、すてづくりといいますか、そういうふうな関係でございすけれども、実は昨年度の転作の推進協議会ございすけれども、内部の幹事会並びに協議会の中で、このすてづくりに関してはもう補助金を交付しないにしようということの取りまとめといいますか、協議会での議決をいただいております。それで、昨年度までは時々、先ほど言いましたように、雪のために収穫できなかった時期もございましたけれども、天災によるあれだということで、そのときは、やむを得ないでしょうと。通常によりましては、収穫して初めてその事業が完成するということで、すてづくりに関しては補助の対象にしないという見解で決議していただいておりますので、その形で今後やっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） ただ、その確認というのはどこがするのだっけ、農協がするのか、どこがするのだっけ。例えば、収穫したというのは、機械歩けば収穫したものに見えるわけ。だけれども、その確認となると、どれだけの収量あったというのまでやるのだろうか。答弁は要らないから、その辺のところをきちっとした形でやってください。これ以上詰めればかわいそうだと思うから、ちゃんとやってください。要望で終わります。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

11番。

○11番（川村三十三君） 町長並びに農林課長の答弁を聞いて、七戸町の農業の方向性がわかってきた。町長、今、いみじくもこういうことを言いました。国の農業政策につい

ては、やはりどんどん変わってきたということね。それから、その時々によって、また農政を出してきてるといふ、無作為なというのが、無方針といいますか、そういうようなものが、非常に今国会にも出されている。今、町長から聞いて力強く感じたのは、政府がやろうとも、町が方向性を出さない限りにおいては、その補助事業は採用しないというような方向性を私が感じ取ったのですが、町長、そういう方向でよろしいかどうか。私はそう感じ取ったのですが。町ではきちっとした方向性を持って、これからの農業補助金の、ああいう助成金については、対処していくのだという方向性を私は感じ取ったのですが、町長、私の感じは間違いであるかどうかを確認いたします。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 農業振興の大きい方向づけについては、国の政策と、これはある程度協調しながらといいますか、それに乗りながらやっていくのが大原則であろうと思います。もちろんそのある部分については、一部それはできるかもしれませんが、大きい部分は、ある程度今の時点で補助金を頼みながら、国のですね、それに町としてのある程度の上乗せ助成なりそういったものをしていかないと、国の政策が右のほうで、町はそれでだめ、左と、それにかかわる財源は、今度町の財政力ではついていかないと、そういった部分があります。ですから、その辺を考えながら、やっぱり国の政策をにらみながら、補助金の状況をにらみながら、それにより効果的に町として対処していくと、そういう方向でやっていきたいというふうに思っています。

○議長（田中正樹君） 7 番。

○7 番（田嶋輝雄君） 農業振興についてですけれども、今、そのところから七戸特産開発研究事業補助金 7 万 2,000 円ほど減ということですが、これにちょっと関連いたしまして町長にお伺いします。

町長は、これから農業振興にかなり力を入れるということをお話ししてきましたけれども、そこで、私はこの農業、我々のこの土地においては、ニンニク、ナガイモですとか、さまざま特産物あるわけですが、やはりどうしてもこの 1 次だけでは、なかなか価格に転嫁されないというのが今の通常の世の中の形なのです。ですので、これからやはり 1 次産業、いかに付加価値をつけるかということなのです。これに対して、どのような形の中でこれから力を入れていくのかということがこれから試されると思うのです。そこで、これからこれくらいの予算では 7 万 2,000 円の減ですが、これからもっともっとふやすためにも、特産物をつくるためにも、ブランド商品をつくるためにも、これから大いに開発を進めていくべきだと思います。そのところをどう考えますか。関連でお聞きしておきます。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） この部分の 7 万 2,000 円のいわゆる減額というのは、キムチの生産製造にかかわるものということでもあります。ちなみに、これからのいわゆるそういったものでどういうふうな方向をつけていくのかということですが、町として

も、今年度、新たな産直の施設建設という方向になっています。当然そこでは、農産物そのものを販売、これもありますし、それにかかわるいろいろな加工品の販売、特に新幹線の開業を控えて、こういう特産品、加工にかかわる特産品の開発というのも本当に急務になってきていると思っております。ですから、1次とったものを2次、3次と、いろいろ加工しながら、そして販売すると、これらを総合的に組み合わせて、総農家所得の向上といたしますか、そういったものを図っていかなければならないと思っていますので、いろいろな分野、現在もありますけれども、新たにまた加工しようとしているグループなり団体なり、こういったものもあります。個人もあると思います。その辺を掘り出しながら、2次産業、3次産業、これら総合的に合わせた付加価値向上対策、特産品のいわゆる加工、開発、販売、こういったものもこれから早期に進めていきたいというふうに思っています。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） なければ、次に29ページ、第8款第1項土木管理費から32ページ、第9款第1項消防費まで発言を許します。

12番。

○12番（松本祐一君） 32ページの消防費の消防施設費の消火栓についてお尋ねします。実は、4月28日、笹田地区といえば南部縦貫の隣の方から火が出まして、火事になりまして、全焼になったわけです。そういうわけで、初期の消火活動の中において、消火栓からまず水が出なかったと。消火栓は、町で、役場で管理しているわけです。そういう活動等は、消防署とか消防団の方々がやっているわけですが、その連携はどうなっているのでしょうか。

それと、その消火栓の配置図というのですか、分布図というのですか、それが、後でもいいのですが、お知らせいただければと思います。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

実は、私もその火事場に出かけて、実態を聞きました。というのは、いわゆる水は出るのですけれども、1系統からの消火栓が三つ立っていると。ですから、圧が弱くて、消防署がわあっと行ったと、行って、それぞれの消火栓につないで放水しようとしたけれども、圧が低くてだめということで、非常に消火が手まどったと。ですから、結果的に、川のほうから何台かで中継しながら放水したということだそうであります。これを防ぐとなれば、本格的に大規模に、いわゆる配管の状態を変えないと、当然これはもうだめだというふうに思っていまして、結構、恐らく精査すれば、そういう地点が幾つかあるかと思います。その辺もこれから十分に精査しなければならないと思いますし、一つの対策として、自分で水をためていく、いわゆるタンク車ですか、あれのやっぱり充実対策、恐らくこれがもう急務だろうと思っています。今、中央消防署にあるあのタンクよりもさらに大

きいタンクローリーみたいな、かなり大きいタンクを備えた消防車もあるということです。その辺もこれからの検討の課題といたしますか、になるだろうと、この間の火事の実態を見てそういうふうに感じました。そういう対策がこれから必要だろうというふうに思っています。

○議長（田中正樹君） 12番。

○12番（松本祐一君） 新町長さんがおっしゃったとおり、管が細いのだそうですね、あそこ。当初は、笹田の地区はほとんど人家がなかったからそれで済んだのでしょうかけれども、だんだん人家が建ってきて、ある程度の管の細さが一つの今の初期の消防の活動のおくれの原因ではないかと言われております。どうか、予算もありますでしょうが、管をできれば太くしてやってほしいなと、そのように思います。

もう1点は、貯水槽あります、私、たまたま笹田も天神林も、私のところの同じ川向町内で、天満宮のところにも貯水槽があるのですよ。あの貯水槽も、あれも役場の管理だそうですね。私も中部の方行って聞いていますので、その入れかえ等はやっているのでしょうか、水の。恐らくですね、十数年前だったかな、火事の時ですね、泥が出たのだそうですね、火事があって。だから、そういう入れかえ等はやっているのかどうか、お尋ねします。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えします。

ちょっとその辺、まだ確認できていないものですから。あと、多分、消防署、消防団等で連携して、その辺、何年かに1回は現地見て回っているはずですので、ちょっと申しわけありません、確認できていませんので、確認した後でまた御連絡したいと思います。

○議長（田中正樹君） 12番。

○12番（松本祐一君） それで、私も中部の派遣されている議員として消防署の方に聞いたところ、これからは貯水槽が重要になるよと、その方の意見でした。ということは、今までは見放されていた貯水槽が、はっきり言ってなげられていたと思いますよ。恐らく、ヘドロとかになって、もう、どろどろになって、いざというときに泥とか出て、そういうことがあったのだそうですね。だから、やっぱり役場と消防署、あるいは消防団と連携をとってですね、私は怠慢しているとは言ってませんよ、言ってないけれども、点検をして、定期的にやってほしいなと思うのですよ。その火事の現場のところですね、年いった方がいまして、昔だと消火栓から水あふれるくらい出して、水浸しみたいなことをやったのだと。最近はそういうことがない。だから、点検をちょっと怠っているのかとは言いませんけれども、その辺あたり、水浸しになるぐらい、本当に点検やってみてもいいではないですか。そのことを役場と消防署、あるいは消防団と連携とってやってほしいと思います。さっき言いました、消火栓とか貯水槽の分布図、配置図というのですか、どこにあるのかを後で教えてください。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） 私がっかりしたのは、火事現場に私も住んでいたのですが、結局、あれ、地域割になりますから、分団でいち早く川のそば行っただけけれども、指示系統がちゃんとしてない。ですから、どこから行けば川に行けるとか、ポンプ車だけが、消防車が全部集結したって水が出ないのがわかっていて、みんな来るの、みんなそこに行くわけです。だけど、水がない水がないで、どんどん燃えていったのですが、たまたまあれが、外壁がコンクリでモルタルだったから隣に行かなかったのですが、どんどん中で燃えて燃えていたのですが、結局、ホースが何十本あったって水が出てこない、水がないというのですよ、やってる人が。そばにいる人は、水がないと、川に行けばいいと、川に行けと言ったて、だれが行く、こんだ。私はだから、そういう地域的な、そういうことで密集地の場合は、七戸は前もあったわけですから、向町のほうでも、そういうものをやっばりどこ行ったら川があって、どこに落とせばいい、慌てて堰とめるから、土のうを持ってこいって、建設課さんに電話やれとかやっているわけです。それなら、泥棒つかまえてから縄持っていこうというようなもので、燃えているときに、あれ見てる地域住民はかなり不安なのです。ですから、私は、消防署にも、ジャスコのそばに行けばおりるところもあるし、あすなろ温泉行ってもおりるところある、今、松本議員が言うように、どこへ行ったらどういふあれで、それは、川が増水して、どんどん川の水あふれていましたから、だから、川、1分団行ったら、次も行かなければ、1分団の小さいポンプではどうもならないわけですから。だから、そういうのを私はやっばりお願いして、やはり指示系統をきちっと消防本部と各分団には出さないと、この前の火事では本当に指示系統がまずかったというのは明らかにもう出ていますから、ですから、川にどうやって行けど、めっばらおりでいったら行くべせとしゃべりたくなかったけれども、ああいうのを聞くともうがっかりするわけですよ。ですから、やっばりそういう指示系統だけはきちっと、これは各地域においても、やはりそのために消防団員もみんな、本部もあるわけですから、そういうのをきちっとしておいて、各地域においてそういうものはきちっとしておかないと、私はああいうのになってから、本当にあれは延焼しなかったからよかったので、あれ隣に移ったっていったら、米万さんのところの車庫貨車があったからこっち側に行かなかったし、モルタルで議長とこの貸し屋にも行かなかったし、もう水出ないのです、火がぼうぼう来てたって。ないのだから。あれを見てると、本当にやっばりどうするべと思うぐらい、ロープで車を引っ張ったりしたわけですから。何回も言いますが、指示系統だけをもう一回、消防本部と消防団のほうに話しして、私はやっばりやるべきだと思っていますので。これももう2回目ですから。よろしくお願いします。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） なければ、次に32ページ、10款第1項教育総務費から37ページ、第13款3項基金費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を集結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第2号専決処分事項の報告について（平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第6号））は原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時40分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第8 報告第3号

○議長（田中正樹君） 日程第8 報告第3号専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出の全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第3号専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））は原案のとおり承認されました。

○日程第9 報告第4号

○議長（田中正樹君） 日程第9 報告第4号専決処分事項の報告について（平成20年

度七戸町老人保健特別会計補正予算（第４号））を議題とします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出の全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第４号専決処分事項の報告について（平成２０年度七戸町老人保健特別会計補正予算（第４号））は原案のとおり承認されました。

○日程第１０ 報告第５号

○議長（田中正樹君） 日程第１０ 報告第５号専決処分事項の報告について（平成２０年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

１１番。

○１１番（川村三十三君） 先ほども言いましたけれども、予算の約１割近い金が減額になっているわけですね。ですから、今度、会計決算期においては、もっと明細、議会にわかるようにこれを提案してほしいと、これを要望しておきますが、よろしいでしょうか。もっと明細を、例えば、納付金が何で減額になっているのか等も含めて、その理由をきちっと説明できるようにしておいてください。よろしいでしょうか。

○議長（田中正樹君） 町民課長。

○町民課長（沢田康曜君） お答えします。

後期高齢者は、平成２０年度に制度改正になったわけです。年度途中で軽減処理で８割５分軽減が追加になった経緯もございます。それからもう一つは、収入支出のほうで、会計年度処理の方法が変わったということで、この大きい歳入の減額が生じた経緯がございます。したがいまして、初年度におきます後期高齢者制度に関しては、やはり国からの指示で来ている状況であるわけですが、今後、これらを推移していかなければならないのかなと、そのように感じております。答えになったかどうかわかりませんが、よろしくお願いします。

○議長（田中正樹君） １１番。

○11番（川村三十三君） 今あなたから説明を受けてもよく理解できませんので、決算期までに、わかるように報告してくださいと、こういう要望をしているわけですから、何の制度がどう変わったと今しゃべられたって全然わかりませんよ。そのことを要望しておきます。

○議長（田中正樹君） 次にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第5号専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））は原案のとおり承認されました。

○日程第11 報告第6号

○議長（田中正樹君） 日程第11 報告第6号専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第6号専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号））は原案のとおり承認されました。

○日程第12 報告第7号

○議長（田中正樹君） 日程第12 報告第7号専決処分事項の報告について（平成20

年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第７号専決処分事項の報告について（平成２０年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号））は原案のとおり承認されました。

○日程第１３ 報告第８号

○議長（田中正樹君） 日程第１３ 報告第８号専決処分事項の報告について（平成２０年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第２号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第８号専決処分事項の報告について（平成２０年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第２号））は原案のとおり承認されました。

○日程第１４ 報告第９号

○議長（田中正樹君） 日程第１４ 報告第９号専決処分事項の報告について（平成２０年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

14番。

○14番（田島政義君） ちょっと教えてください。今、課長かわったから、前の建設課長のほうがいいね。天間地区で上下水道をやるときに、水道の石綿管の交換はしていますか。まずこれを。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（神山俊男君） お答えします。

下水道の管渠工事の地区に石綿管がある場合には、一緒にダクタイル管の布設がえを今まであわせて、上水道、下水道組み合わせて工事を実施してまいりました。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） そうすると、ずっと工事する中での布設がえする場合は、やってないところも、石綿管ではないところはやってないわけですか。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（神山俊男君） 一部ビニールパイプとかそういうので、まだ比較的新しい部分だったり、また、ビニールパイプですと、歩道部分とかそういう部分に入っているところもありまして、そういうケースについては、あえて布設がえをしないでやってきておりました。

以上です。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） それについては、新たにもう1回布設がえということはない、しばらく当分の間はそのままですね。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（神山俊男君） ビニールパイプにつきましても、向こう15年なり、まだ耐用年数があって、そう老朽化していないという判断のもとに布設がえしないで実施してきていると御理解していただければと思います。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第9号専決処分事項の報告について（平成20年度七戸町公共下

水道事業特別会計補正予算（第５号））は原案のとおり承認されました。

○日程第１５ 報告第１０号

○議長（田中正樹君） 日程第１５ 報告第１０号専決処分事項の報告について（平成２０年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第１０号専決処分事項の報告について（平成２０年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号））は原案のとおり承認されました。

○日程第１６ 議案第３６号

○議長（田中正樹君） 日程第１６ 議案第３６号、この箇所、ちょっと訂正部分があるそうですので、暫時休憩します。

休憩 午前１１時５２分

再開 午前１１時５３分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

議案第３６号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題とします。

これより質疑に入ります。発言を許します。

１１番。

○１１番（川村三十三君） これは任命するということだから、退任される方もあると思うのだが、どなたがどうなっているのか全然わからないままにここに出されてもわからない。現教育委員がどなたで、このうちのどなたが任期切れで、だからこれを出すのだというような説明が欲しいのですよね。それをしてください。

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

休憩 午前１１時５４分

再開 午前１１時５４分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。

現教育長の新谷教育長が5月16日で退任、任期満了となります。そして、同じく教育委員長であります中村公一教育委員長さんも同じく5月16日で退任、任期満了ということです。そして、あと1名なのですけれども、山本覺先生といいますか、柏葉病院の山本先生が5月1日付でもって辞任いたしましたので、その後任ということで、3名の方の選任をお願いを今するものでございます。

○議長（田中正樹君） よろしいですか。

11番。

○11番（川村三十三君） 新谷教育長は退任、中村教育委員長は満了……。 （発言する者あり）

退任でないのか、退任って私に聞こえたから。この辺が年とったところだから。

任期満了ですか、教育長も任期満了、委員長も満了、山本さんについては辞任ですか、退任ですか。（「辞任」と呼ぶ声あり）

辞任……。あとの方は留任なわけですよ。わかりました。

○議長（田中正樹君） これより質疑に入ります。発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第36号教育委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時57分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第17 議案第37号

○議長（田中正樹君） 日程第17 議案第37号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑に入ります。発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第37号教育委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時58分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第18 議案第38号

○議長（田中正樹君） 日程第18 議案第38号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑に入ります。発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第38号教育委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第19 議案第39号

○議長（田中正樹君） 日程第19 議案第39号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第39号監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第20 選任第1号

○議長(田中正樹君) 日程第20 選任第1号七戸町議会常任委員会の選任を行います。

お諮りします。

選任方法はどのようにしたらよろしいでしょうか。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時01分

○議長(田中正樹君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

ただいまそのままということで、欠員のところに天間さんが入ることに御異議ないということによろしいですね。

それでは、事務局長より報告をさせます。

○事務局長(小林広一君) 皆さん御留任というような形になりましたけれども、まず、とりあえず議員さん方のお名前を全部発表していきたいと思います。

初めに、総務企画常任委員会です。委員に、中村正彦議員、盛田恵津子議員、田中正樹議員、二ツ森圭吉議員、川村三十三議員、天間章八議員、以上6名です。

次に、建設産業常任委員会です。委員に、天間清太郎議員、瀬川佐一議員、工藤耕一議員、松本祐一議員、原子孝議員、田嶋輝雄議員、以上6名です。

次に、文教厚生常任委員会です。委員に、白石洋議員、田嶋弘一議員、田嶋政義議員、三上正二議員、佐々木寿夫議員、附田俊仁議員、以上6名です。

以上のとおりでございます。

○議長(田中正樹君) お諮りします。

各所属常任委員を、ただいま報告のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました方々をそれぞれの常任委員の委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時08分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ただいまの協議結果を事務局長から報告させます。

○事務局長（小林広一君） 御報告いたします。

その前に、先ほど所属委員会の変更ということでしたけれども、先ほど発表した委員さんが、一部変更にしたいということで、田島政義議員が建設産業常任委員会にいきます。

松本祐一議員が文教厚生常任委員会に移動ということです。

それでは、委員長、副委員長を発表したいと思います。

総務企画常任委員会委員長に二ツ森圭吉議員、副委員長に盛田恵津子議員。

建設産業常任委員会委員長に天間清太郎議員、副委員長に瀬川佐一議員。

文教厚生常任委員会委員長に白石洋議員、副委員長に田嶋弘一議員。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） ただいま報告のとおりです。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告のとおりに決定いたしました。

○日程第21 選任第2号

○議長（田中正樹君） 日程第21 選任第2号七戸町議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

選任の方法はどのようにしたらよろしいでしょうか。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 0時10分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

議会運営委員会委員を事務局から報告させます。

○事務局長（小林広一君） 御報告いたします。

議会運営委員会委員に三上正二議員、中村正彦議員、田島政義議員、松本祐一議員、川村三十三議員、天間清太郎議員、以上6名でございます。

○議長（田中正樹君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 0時11分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

議会運営委員長及び副委員長を局長から発表させます。

○事務局長（小林広一君） 御報告いたします。

議会運営委員会委員長に三上正二議員、副委員長に中村正彦議員、以上でございます。

○議長（田中正樹君） これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました方々を議会運営委員の委員に選任するとともに、委員長及び副委員長の任命を決定いたしました。

○日程第２２ 議員派遣の件

○議長（田中正樹君） 日程第２２ 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議員派遣の件については、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長（田中正樹君） 以上をもって、平成２１年第２回七戸町議会臨時会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもって、平成２１年第２回七戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 0時12分

以上の会議録は、事務局長小林広一の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成21年5月11日

上北郡七戸町議会議長 田中正樹

議員 松本祐一

議員 ニツ森圭吉